



第7章

まちづくりの推進に向けて

第1節 連携と協働による取組の推進

1. 情報の共有化と人づくり

(1) 情報の公開体制の充実

市民にとってまちづくりが身近に感じられるよう、多様な方法による積極的な情報発信を推進します。

また、まちづくりに関する政策立案の過程を市民が知ることができるよう、広報活動を充実します。

(2) まちづくりに取り組む人材の把握・育成と市民の意識づくり

様々な分野の専門知識を有する人や地域のリーダーとなってまちづくりを進めている人材の把握に加え、イベントやワークショップ等を通じリーダーとなる人材の発掘と育成に努めます。

また、若い世代の声や力をまちづくりに活かすことなどを目的に、まちづくりイベント等を開催することで、まちづくりへの市民参加について意識の向上を図ります。

2. 連携体制の拡充

(1) 市民活動への支援

誰もがまちづくりに参加しやすくするために、市民の自主的活動に対する人材、場所、情報等の提供や財政的支援を行うなど、支援体制を拡充します。

(2) 参加形態・機会の多様化

身近な地域でのまちづくりのルールである地区計画や建築協定等、市民が主体となって作成する計画や制度を積極的に活用するとともに、計画段階において市民が参加できる機会の多様化を図ります。

また、公園等の身近な施設について、利用者等による施設管理の制度を拡充します。

(3) 公民連携の推進

限りある財政資源や多様化する市民ニーズに対応するため、公民連携による民間事業者等のノウハウを活かしたまちづくりへの参画や、市民サービスの提供を推進することで、まちの魅力向上や市民サービスの質の充実を図ります。

3. 協働体制の強化

(1) 協働によるまちづくりの推進

市民等（市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者等）による主体的なまちづくり組織の設立を支援するとともに、早稲田大学との包括的な相互連携を強化するなど、これらの組織と協働してまちづくりを推進します。

(2) 行政における体制の強化

多様な市民ニーズに対応するため、柔軟な行政組織をつくります。

また、まちづくりに深い知識と熱意を持ち、広い視野から様々な取組や制度を立案・実行することや、市民活動を理解し積極的に支援していくことのできる職員を育成します。

第2節 都市計画マスタープランの推進

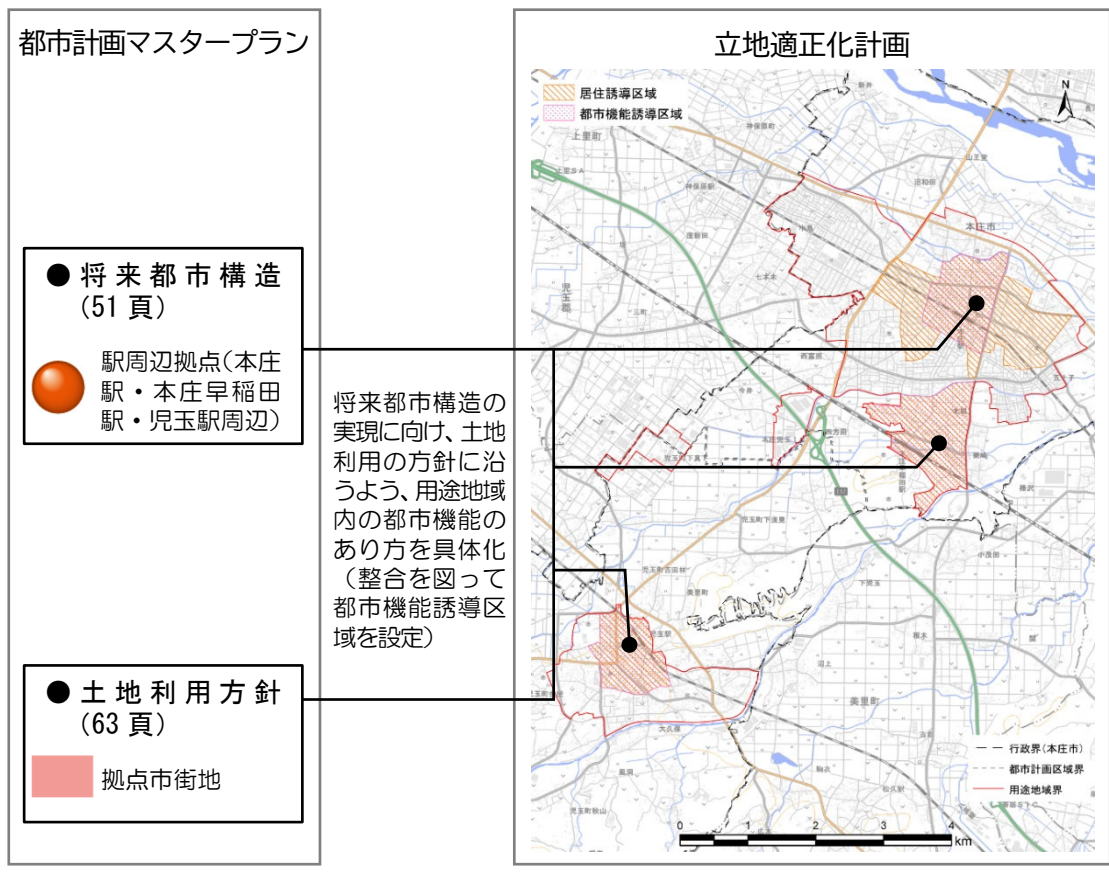
1. 都市計画マスタープランを実現するための取組

(1) 個別計画による具体化

都市計画マスタープランで示す内容は、まちづくりにおける基本方針であり、具体的な事業や整備内容を示すものではありません。そのため、本都市計画マスタープランを実現するためには、個別の実行計画と連携するとともに、必要に応じて新たな計画を作成するなど、市民の理解と協力を得ながら、計画に掲げる各種取組を展開し、まちづくりを推進することが重要です。

参考：都市計画マスタープランと立地適正化計画の関連性

都市計画マスタープランの高度化版として位置づけている立地適正化計画は、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの目標と整合を図った目標を掲げています。また、都市計画マスタープランの将来都市構造や土地利用の方針に沿って、都市機能誘導区域を設定しています。



(2) 独自ルールの制定

目標としているまちは、計画している道路や公園、下水道等の整備のみでは実現することはできません。良好な景観やみどり、居住環境等を保全・育成するための条例による市独自の取組や地区計画等、市民や地権者の参加を基本としたルールづくりを進めます。

(3) 効率的な事業実施

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の本市のあるべき姿を描いたものであり、その実現のためには効率的に事業を実施していく必要があります。そのため、長期的・段階的な視点や周辺市町との連携を考慮した効率的な整備プログラムを策定し、事業を進めます。

(4) まちづくり制度や補助事業の活用

目標としているまちを実現するため、市民の参加と協力を得ながら都市計画の様々な制度や手法、国や県の補助事業を総合的に活用し、まちづくりを推進します。

(5) 情報通信技術（ICT）の積極的な利活用

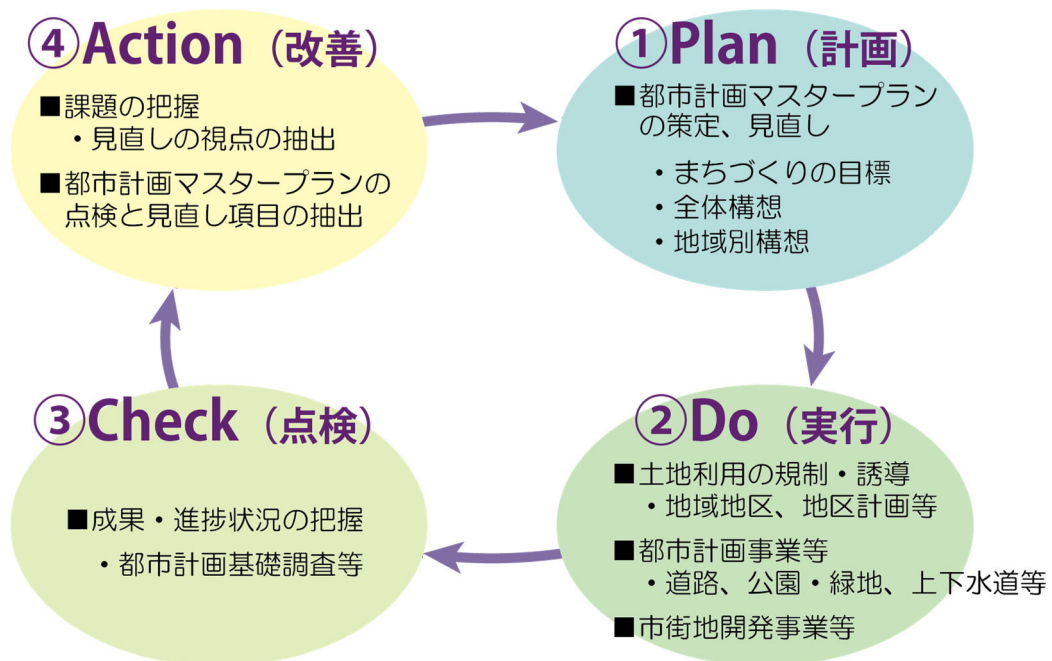
本格的な少子高齢社会における日常生活や地域活性化・産業振興など、あらゆる場面での課題解決や新しい魅力・価値創造のため、情報通信技術（ICT）の利用環境の充実を図り、積極的な利活用を進めます。

2. 都市計画マスタープランの進行管理と適切な見直し

(1) PDCAサイクルの導入

都市計画マスタープランは長期的な計画であるため、目標や方針の進行管理を的確に行うとともに、社会経済の情勢や本市に関連する広域的な都市整備の動向、本都市計画マスタープランの実現段階等を踏まえ、適切な見直しを行っていく必要があります。

そのため、計画（Plan）を実行（Do）に移し、その結果・成果を点検（Check）のうえ、改善（Action）し、次の計画（Plan）へつなげる進行管理を行います。



(2) 都市計画マスタープランの点検・評価と適切な見直し

都市計画マスタープランの達成状況や効果を計るため、全体構想の6つの部門と総合的な視点ごとに成果指標を設定し、目標値（令和15年（2033年）3月）を定めました。

■都市計画マスタープランの成果指標

部 門		成果指標	指標の値	
			現状値	目標値
全体構想の6つの部門	土地利用	都市機能誘導区域における誘導施設の立地割合	74.0%	91.7%
		居住誘導区域内に居住している人口の占める割合	26.9%	30.9%
	交通体系整備	都市計画道路整備の進捗率	65.0%	69.0%
		路線バス・デマンドバス・シャトルバスの年間利用者数	728,312人	813,000人
	水とみどりの環境整備	市民一人当たりの都市公園面積	9.96㎡	10.00㎡
		公共下水道の水洗化率※1	89.5%	100.0%
	安全なまちづくり	延焼防止に役立つ施設（幅員15m以上かつ延長500m以上の規模の道路や鉄道、河川、公園緑地等）の延長	92.21km	93.74km
		公共建築物の耐震化率	86.6%	98.0%
	潤いのあるまちづくり	まちなみの景観や眺望の美しさに対する満足度※2	0.32	0.68
	人にやさしいまちづくり	公共交通車両（デマンドバス・シャトルバス）のバリアフリー化率	60.0%	100.0%
無電柱化整備済み路線延長（市管理路線）		2.8km	3.0km	
総 合	本庄市の住みよさ※2	75.2%	84.7%	
	居住継続意向※3	69.8%	81.0%	

※1 公共下水道の水洗化率＝水洗化人口÷下水道整備区域人口×100

※2 都市計画マスタープラン策定時市民アンケートの数値。満足度は、市民アンケートの質問の選択肢ごとに2から-2点を与えて回答数に乘じ、無回答を除く合計回答数で除した加重平均値。数値が高いほど、満足度が高いことを示す。

「満足」 ← 2点
「やや満足」 ← 1点
「どちらでもない」 ← 0点
「やや不満」 ← -1点
「不満」 ← -2点

※3 総合振興計画策定時市民アンケートの数値。

都市計画マスタープランの点検・評価については、概ね5年ごとに実施するものとし、各種施策の進捗状況や成果指標の目標値の達成状況（成果）を確認したうえで、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを行います。

また、この他、社会経済の情勢や本市に関連する広域的な都市整備の動向が大きく変化した場合、上位計画が改定された場合にも内容を点検し、必要に応じた見直しを随時行います。

■総合振興計画・都市計画マスタープラン・立地適正化計画の点検・評価スケジュール

